

新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第25回)

日 時：令和3年5月31日（月）13時30分～

場 所：新見市役所南庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 県内・市内の感染状況等

(2) 本市の対応について

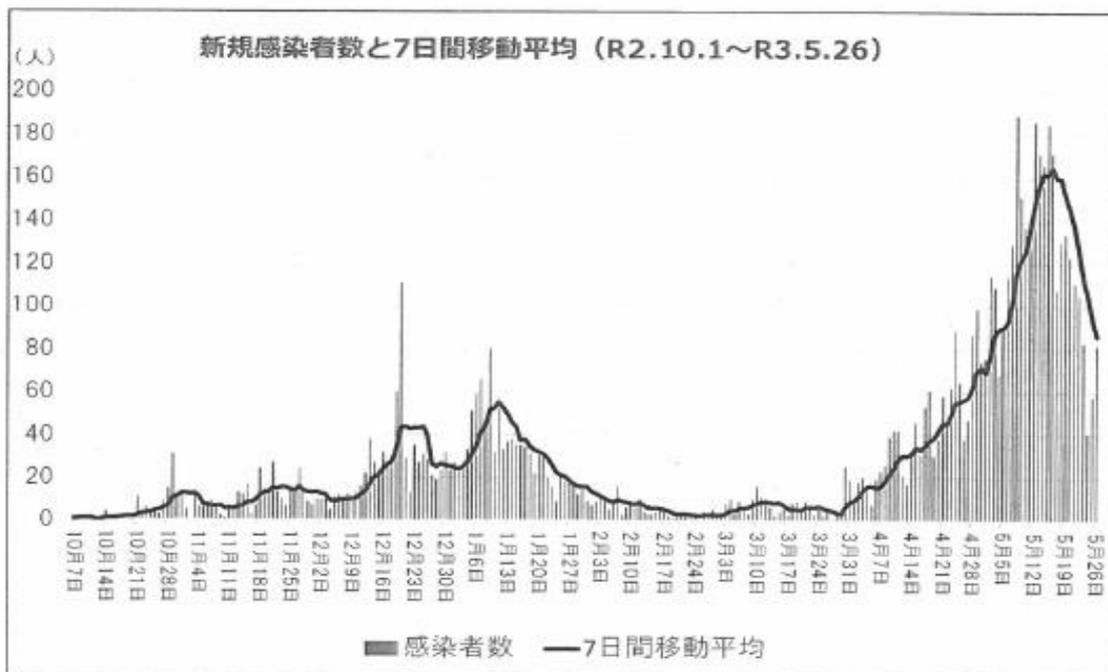
(3) 新型コロナウイルスワクチン接種について

(4) その他

3. 閉 会

(1) 県内・市内の感染状況等

岡山県内の新規感染者数と7日間移動平均

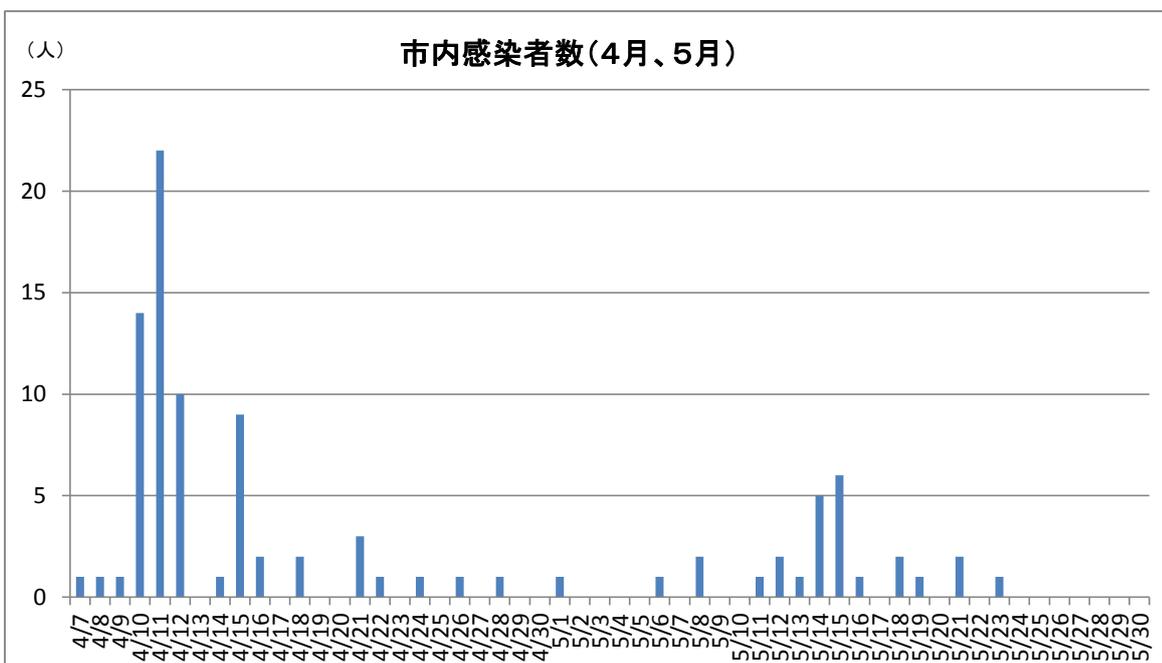


岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第43回)資料

新見市内感染者数について

感染者総数 115人 (4月感染者70人、5月感染者26人)

令和3年5月30日現在



岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置 2021. 5. 28

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

緊急事態措置（5月16日～31日）からの主な変更点

<緊急事態措置（5月16日～31日）>

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 床面積が1,000㎡超の集客施設等については、5時から20時までの営業時間短縮
- ただし、床面積が1万㎡超の集客施設等については、土日祝日の休業



<緊急事態措置（6月1日～20日）>

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 床面積が1,000㎡超の集客施設等については、5時から20時までの営業時間短縮

【働きかけ】

- 床面積が1万㎡超の集客施設等管理者及び利用者への働きかけ（別紙のとおり）

岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 区域 **岡山県全域**
- ② 要請期間 **6月1日(火)～6月20日(日)**

県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

1

● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	<u>（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり</u> ○ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○ 営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮） ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置 <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

2

●施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の働きかけ ・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ ・1万㎡超の集客施設等の管理者等及び利用者への働きかけ（別紙のとおり） 	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理の働きかけ ・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
サービス業（生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

3

②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の働きかけ ・店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催（映画の上映を含む）以外の場合は20時までの営業時間短縮 ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
博物館等	博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供自粛（酒類の店内持込含む）働きかけ 	
葬祭場	葬祭場		

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

4

● 県内でのイベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく)

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期間	6月1日(火)～6月20日(日)
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	21時まで

5

● 各団体等に特にお願いしたいこと (特措法第24条第9項に基づく)

<事業者の皆様への協力要請> *実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・ 手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・ 職員同士の距離を確保すること
 - ・ 事業場の換気を励行すること
 - ・ 複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・ 発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・ 昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・ 社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・ 寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

<学校への協力要請>

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等がある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

6

● **各団体等に特にお願いしたいこと**（特措法第24条第9項に基づく）

＜高齢者施設・医療施設等への協力要請＞

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

＜コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請＞

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

＜コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請＞

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

＜公共交通事業者への協力要請＞

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

7

● **床面積が1万㎡超の集客施設等の施設管理者等及び利用者をお願いしたいこと**

別紙

＜施設管理者等へのお願い＞

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行うこと
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

＜利用者へのお願い＞

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

新見市所管施設の休止・利用制限について

- ①概要 岡山県に発令されている新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が延長されたことに伴い、引き続き感染拡大防止のため、本市所管施設を次のとおり休止または利用制限を行います。
- ②期間 令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）
- ③対象施設 54施設（健康増進施設：1、文化施設：30、スポーツ施設：10、観光施設：13）

No	区分	施設名	利用制限等	所管課
1	健康増進施設	健康増進施設（げんき広場にいみ）	会員のみ利用可能 20時までの短時営業	健康づくり課 健康づくり係 72-6129
2	文化施設	中央図書館（まなびの森新見図書館）	利用可 ただし、図書閲覧・貸館については市民限定利用。利用者名簿への記入を求める。 （市外の図書カード所有者は、電話やインターネットで予約を受けた図書の貸出及び返却のみ）	生涯学習課 生涯学習係 72-6147
3		カフェまなびの森	6月7日まで休止	
4		青少年野外活動センター	市民限定で利用可能	
5		法曾陶芸館（猪風来美術館）	休止	
6		新見美術館	休止	生涯学習課 文化振興係 72-6108
7		新見文化交流館（まなび広場にいみ）	市民限定で利用可能	
8		大佐山田方谷記念館	休止	
9		大佐総合センター		大佐支局 98-2111
10		神郷生涯学習センター	貸館は20時まで、収容率50%以内で利用制限。	神郷支局 92-6111
11		哲多総合センター	図書コーナーは、通常利用可。 ただし、図書閲覧については市民限定利用。利用者名簿への記入を求める。（市外の図書カード所有者は、電話やインターネットで予約を受けた図書の貸出及び返却のみ）	哲多支局 96-2111
12		きらめき広場哲西		哲西支局 94-2111
13		学術交流センター（図書館、体育館等）	学生のみ利用可	新見公立大学 72-0634
14		公民館（18施設）	貸館は、20時まで、収容率50%以内で利用制限	生涯学習課 生涯学習係 72-6147
32		スポーツ施設	憩いとふれあいの公園 （新見ピオーネ球場、多目的広場、屋根付き屋外ステージ、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場）	
33	市民運動公園（まんさく運動公園） （陸上競技場兼野球場、テニスコート）			
34	市民体育館			
35	城山体育館			
36	防災公園 （陸上競技場、サッカー場、多目的広場）		市民限定で利用可能 利用時間は20時まで 利用者名簿への記入を求める	哲多支局 96-2111
37	哲多B&G海洋センター			
38	哲多体育施設			
39	神郷体育施設			
40	大佐体育施設			
41	大佐B&G海洋センター			
42	観光施設	別所アウトドアスポーツセンター	休止	商工観光課 観光振興係 72-6136
43		中心市街地活性化拠点施設（太池邸）	休止	
44		満奇洞	休止	
45		千屋成地農村型リゾート施設（牡丹園）	休止	農林課 耕地係 72-6135
46		大佐山大日高原風の聖域施設 （大型ロッジ、オートキャンプ場、奥備中風土記館）	休止	大佐支局 98-2111
47		大佐風の湯温泉	休止	
48		おおさ源流公園（キャンプ場、カヌー）	休止	
49		大井野源流体験村貸農家 （雌山の家、雄山の家）	休止	
50		グリーンミュージアム神郷温泉	休止	神郷支局 92-6111
51		神郷三室農山村交流体験施設	休止	
52		神郷紙の館・水車	休止	
53		哲西千子リゾート施設	休止	
54		哲西鯉が窪湿原・鯉が窪湿原資料館	休止	
※		関連観光施設	井倉洞	休止

緊急事態宣言延長に伴う教育部の対応について

- (1) 施設の利用について
総務部長より一括説明
基本＝市民の利用に限定して再開
学校施設も、体育施設に準じた対応

- (2) 小学校における水泳指導等について
教科での水泳指導は、実施する。
農業体験など、開催時期が限定される課外活動については、市内限定で実施が可能とする。
※夏季休業中のプール開放は、PTAの判断

- (3) 中学校における部活動について
学校内の練習に限って、再開する。短時間の活動時間に配慮すること。
対外試合は、原則、禁止であるが、公式大会等への参加は認める。(市内外問わず)

- (4) 公民館における生涯学習活動について
講師・受講者とも、市民限定で再開する。

新型コロナウイルスワクチン集団予防接種日程

(令和3年5月30日現在)

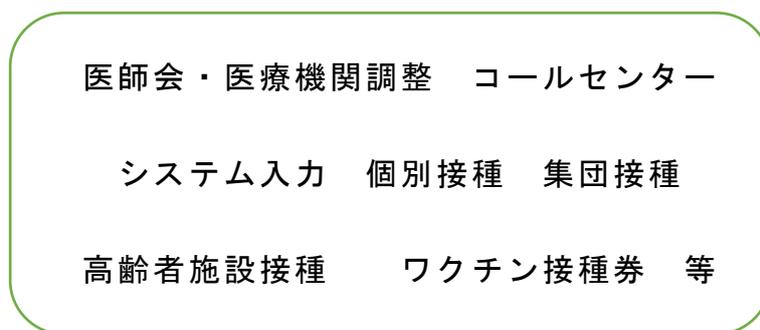
	1回目	2回目	接種予定数
1G	6月 5日(土) 午後 まなび広場にいみ	6月26日(土) 午後 まなび広場にいみ	180
2G	6月 6日(日) 終日 まなび広場にいみ	6月27日(日) 終日 まなび広場にいみ	360
3G	6月12日(土) 終日 まなび広場にいみ	7月 3日(土) 終日 まなび広場にいみ	360
4G	7月 4日(日) 終日 おおさ総合センター	7月25日(日) 終日 おおさ総合センター	360
5G	7月 4日(日) 終日 神郷保健センター	7月25日(日) 終日 神郷保健センター	360
6G	7月 7日(水) 終日 まなび広場にいみ	7月28日(水) 終日 まなび広場にいみ	420
7G	7月 8日(木) 終日 まなび広場にいみ	7月29日(木) 終日 まなび広場にいみ	420
8G	7月10日(土) 終日 哲多総合センター	7月31日(土) 終日 哲多総合センター	360
9G	7月10日(土) 終日 きらめき広場哲西	7月31日(土) 終日 きらめき広場哲西	360
10G	7月10(土) 終日 まなび広場にいみ	7月31日(土) 終日 まなび広場にいみ	420

【時間】 午前9:00~12:00/午後13:30~16:30

新型コロナウイルスワクチン接種対策に係る体制強化について

現在、17名（正規職員15名、会計年度任用職員2名）の職員により、業務を進めている状況であるが、令和3年6月1日付けで人事異動を行い、総勢52名（正規職員27名、会計年度任用職員25名）体制を整え、ワクチン接種体制の強化を図る。

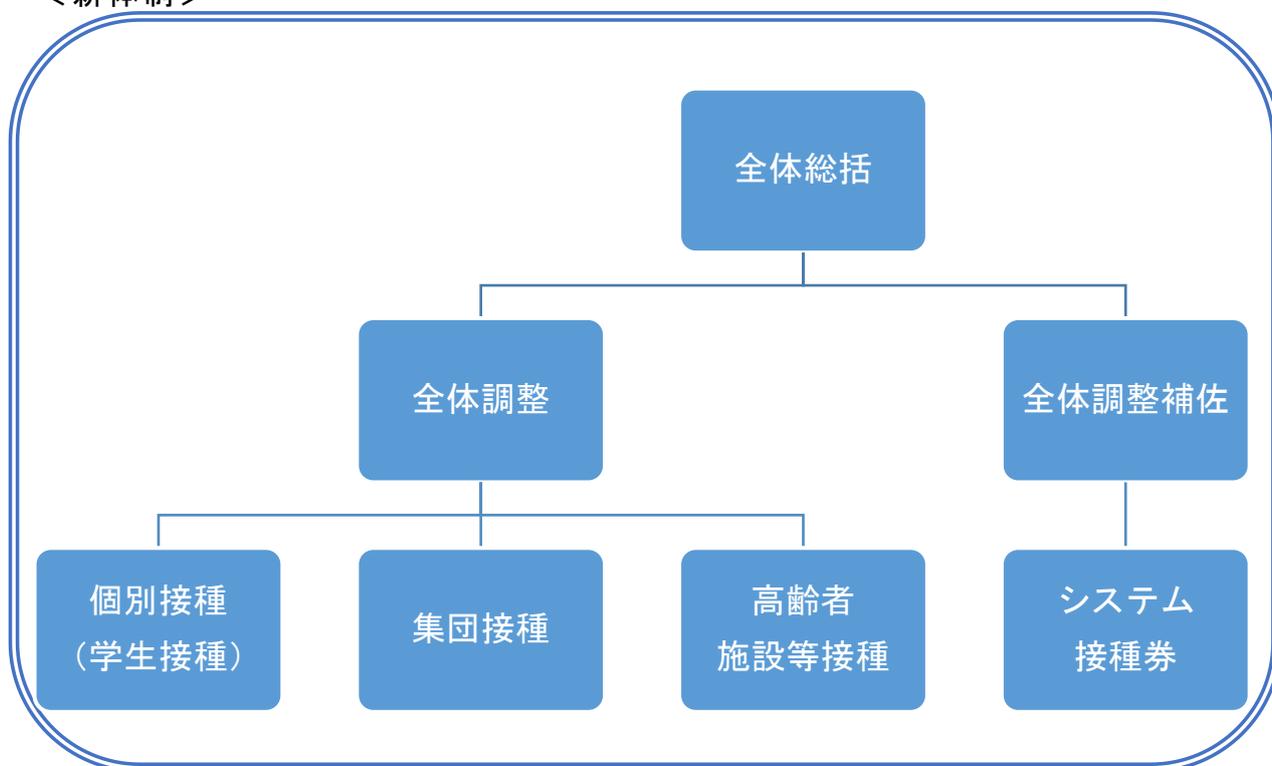
<現行体制>



業務全体を 17名 の職員で分担・対応



<新体制>



業務分担を細分化し、計52名体制で業務を加速化

※全体的な事業企画業務や医療機関との調整、ワクチン管理などの業務を担当する事務職4名（専任）を新たに配置

新型コロナウイルスワクチン接種ワクチンの廃棄を回避するための対策

1. 医療機関において、キャンセルが発生した場合

- ①自院のかかりつけ患者（高齢者）で、当日接種可能な者へ連絡
- ②入院患者（療養型入院患者等）への接種
- ③市の作成した待機者リストによる接種

2. 集団接種会場において、接種予定者にキャンセルが発生した場合

待機者リストを作成

- ①介護保険サービス事業所（デイサービスセンター、グループホーム）等の職員
- ②集団接種従事者（健康づくり課）
- ③高齢者、障害者との関わりが多い職員（包括支援センター、ケースワーカー、介護認定調査係）、社会福祉協議会職員等